

経済産業省委託

令和6年度重要技術総合管理事業
(中小企業アウトリーチ事業(営業秘密漏えい対策))

2025年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構
知的資産部

目次

[1] はじめに	1
[2] 個別支援	2
1. 概観.....	2
2. 個別支援企業.....	2
3. 個別支援企業へのアンケート結果	3
[3] 普及啓発	5
1. 概観.....	5
2. 個別支援企業募集セミナー	5
(1) 日本	5
(2) 中国（上海）	5
3. 成果普及セミナー.....	5
4. その他.....	5
[4] マニュアル・調査レポート作成.....	6
1. 概観.....	6

〔１〕はじめに

グローバル化により海外に進出する日系企業が増加し、それに伴い技術情報等の漏えいリスクも増大している。令和２年度の「企業における営業秘密管理に関する実態調査」^１では、９割以上の企業が「営業秘密の漏えいに関して脅威を感じているものがある」と回答しており、その中では「海外の拠点・取引先・連携先を通じた自社秘密情報の漏えいについて対策が必要と考えている」との声も聞かれ、海外での漏えいを防ぐ管理体制の整備が必要となっている。

一方、中小企業を中心に、海外拠点におけるリソースは限定されており、営業秘密管理の重要性認識や管理体制整備が不十分な企業は少なくない。営業秘密管理の重要性が認識されていない場合、競合他社の立ち上げ等自社ビジネスへの影響が出て初めて対応策を検討することになるが、既に流出してしまった秘密情報は取り戻すことができない。また、営業秘密管理の重要性を認識している場合でも、製造や労務管理等に忙殺され、管理体制の確立・整備にまで手が回らないケースも散見される。

そこで、本事業では、在外日系中堅・中小企業を主なターゲットにすえ、現地事情に精通した専門家によるハンズオン支援と情報提供・普及啓発活動による意識の底上げを通じて、これまでに蓄積した営業秘密漏えい事案に関する知見等を活用しながら、日本企業の営業秘密管理体制整備の支援を拡充させ、海外での技術・ノウハウの意図せぬ流出を防ぐことを目的として各種事業を実施した。

^１令和３年３月、独立行政法人情報処理推進機構（ＩＰＡ）が公表

(<https://www.ipa.go.jp/archive/files/000089191.pdf>)。同調査報告書 31 頁を参照。

〔2〕 個別支援

1. 概観

中国は日系企業の拠点数が最も多い国であり、営業秘密流出に関する相談も多いことから、引き続き本事業へのニーズが見込まれたため、昨年度より継続して中国を実施対象とした。また、近年、ASEANに進出する日系企業が増加しており、外務省の海外進出日系企業拠点数調査（令和4年）²によれば、日系企業の拠点数上位10ヶ国中5ヶ国をASEANが占めている。さらに、令和5年11月～12月にかけてJETROが実施した調査において、事業拡大先の1位に米国、2位ベトナム、3位中国、4位EU、5位タイ、6位インドネシア、7位インド、8位台湾、9位シンガポール、10位マレーシアが挙げられていたことも考慮し、中国、ベトナム、インドネシア、タイに加え、インド、欧州一部を本事業の実施対象とした。具体的には、営業秘密管理体制整備を希望する日本企業や現地日系企業等（中国8社、タイ2社、ベトナム3社、インドネシア3社、インド1社）に対し、現地の専門家により営業秘密管理状況のヒアリングを実施し、アドバイス（管理状況の改善、契約書等の改正案作成）、必要に応じて現場確認や、従業員・管理職への研修等を行った。

2. 個別支援企業

（1）中国

	企業	支援先拠点	支援期間
1	A社	大連	2024年7月26日～2025年1月8日
2	B社	上海	2024年6月13日～2024年12月10日
3	C社	上海	2024年7月8日～2025年1月24日
4	D社	上海	2024年8月9日～2025年1月26日
5	E社	上海	2024年10月14日～2024年12月24日
6	F社	広州	2024年7月25日～2025年1月22日
7	G社	広州	2024年9月6日～2025年1月21日

² 令和4年外務省が公表

（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page22_003410.html?msclkid=3137ebb4ab4e11ecb704a268e6c3bc4f）。

(2) タイ

	企業	支援先拠点	支援期間
1	H 社	バンコク	2024 年 8 月 30 日～2025 年 1 月 28 日
2	I 社	バンコク	2024 年 10 月 4 日～2025 年 1 月 28 日

(3) ベトナム

	企業	支援先拠点	支援期間
1	J 社	ホーチミン	2024 年 7 月 18 日～2024 年 10 月 20 日
2	K 社	ホーチミン	2024 年 10 月 18 日～2025 年 1 月 31 日

(4) インドネシア

	企業	支援先拠点	支援期間
1	L 社	ジャカルタ	2024 年 8 月 26 日～2025 年 1 月 31 日
2	M 社	ジャカルタ	2024 年 8 月 27 日～2025 年 1 月 31 日
3	N 社	ジャカルタ	2024 年 10 月 4 日～2025 年 1 月 31 日

(5) インド

	企業	支援先拠点	支援期間
1	O 社	ニューデリー	2024 年 10 月 22 日～2025 年 1 月 29 日

3. 個別支援企業へのアンケート結果

アンケート回答企業 15 社中、8 社で営業秘密漏えい防止策を導入。

	企業	導入済みもしくは導入が決まっている対策
1	C 社	・ 秘密保持規則。
2	D 社	・ 図面管理システム。
3	F 社	・ 営業秘密情報のアクセス権限の見直しと管理の強化（最小権限の原則を徹底）。 ・ 定期的な従業員向け情報セキュリティ研修の実施。 ・ 社内監査の強化および定期的な点検の実施。
4	I 社	・ 従業員への教育プログラム（ルール周知のための対面研修）。
5	J 社	・ 現地駐在員事務所における情報管理規定。
6	L 社	・ 雇用契約書への機密保持条項の追加。
7	M 社	・ 営業機密ポリシー、従業員とサプライヤーとの NDA の作成。
8	O 社	・ 機密書類の識別や社員への Awareness Program の実施。

アンケート回答企業 15 社中、8 社で営業秘密漏えい防止策の導入の検討を始めた対策。

	企業	導入の検討を始めた対策
1	B 社	・ 情報管理規定と文書管理規定の作成。
2	F 社	・ 高度なログ管理システムの導入（従業員のアクセス履歴をより詳細に監視）。 ・ サプライチェーンのセキュリティ強化（取引先との秘密保持契約の見直し）。
3	G 社	・ 会社安全管理制度を導入。
4	H 社	・ 秘密情報管理規程の整備と営業秘密漏えい対策に関する通達。
5	I 社	・ 従業員への教育プログラムの強化（対面研修のみならずオンデマンド化の追加）。 ・ ルール/仕組みの見直し（営業秘密管理者の設置、重要情報のリスト化）。
6	M 社	・ 個人情報保護法への対応（責任者の任命、ポリシー作成など）。
7	N 社	・ 海外現地法人固有の企業秘密管理規程の制定。
8	O 社	・ 社内規程の改定（既に提案を貰っているのでそれをもとに来期 4 月 1 日に施行予定）。

〔3〕普及啓発

1. 概観

営業秘密管理体制のモデルケースや流出事例、過去の支援利用企業の事例を紹介し、営業秘密管理の重要性について啓発するとともに、個別支援のニーズを掘り起こすことを目的として、企業関係者に対しセミナーを行った。

2. 個別支援企業募集セミナー

各国の専門家より営業秘密漏えい対策について講演を行い、ジェトロ職員から営業秘密漏えい対策支援事業について紹介する WEB セミナー等を日本国内（東京）及び中国（上海）で開催した。

（1）日本

① 実施日時 2024 年 8 月 2 日（水）14：00～15：45 経済安全保障問題、中国

開催形式 WEB セミナー

参加人数 617 名

② 実施日時 2024 年 9 月 11 日（水）14：00～16：05 タイ、韓国

開催形式 WEB セミナー

参加人数 535 名

（2）中国（上海）

① 実施日時 2024 年 7 月 23 日（火）14：00～16：20 中国

開催形式 対面＋WEB セミナー

参加人数 対面 27 名、オンライン 109 名 計 136 名

3. 成果普及セミナー

米国及び中国の専門家より、営業秘密漏えい対策について講演を行う WEB セミナーを日本国内（東京）で開催した。

① 実施日時 2025 年 1 月 21 日（火）9：30～11：20 米国、中国

開催形式 WEB セミナー

参加人数 777 名

4. その他

官民の実務者間において、営業秘密の漏えいに関する最新手口やその対策に係る情報交換を行う場として、2024 年 6 月 28 日に開催された「営業秘密官民フォーラム」において、海外における営業秘密管理及び本事業の取組について紹介した。

[4] マニュアル・調査レポート作成

1. 概観

米国の営業秘密保護法、米国の連邦制（州法との関係）、営業秘密の定義、判例法・UTSA における定義、営業秘密侵害行為、民事措置や刑事措置、侵害事件の動向、関連する法律や書式等の参考資料も含めた「営業秘密に関する米国法制度の概要」の調査報告書を作成した（別紙参照）。